

給付奨学金（家計急変採用）の選考結果に関する Q&A

事由 A（死亡）

Q1 生計維持者が死亡したため家計急変採用に申請をしたが「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。もう一方の生計維持者の年収は 200 万円程度なのに家計基準により不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A1 死亡事由の場合は、死亡した生計維持者の支給額算定基準額は算出せず、申請者本人及び家計急変の事由に該当しないもう一方の生計維持者について、住民税情報のみに基づいて支給額算定基準額を算出します。よって、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、我が家は低所得世帯であるため採用されるはずだ。 | JASSO](#)

事由 B (傷病)

Q2 病気・怪我により働けない状態であるにもかかわらず、「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A2 働けない期間も課税対象となる所得がある場合（例えば、有給休職中で、給与・賞与が支払われている場合や、不動産所得がある場合）は、その収入状況と住民税情報によって支給額算定基準額を算出しているため、給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[選考結果（給付奨学金） | JASSO](#)

事由 C (失職)

Q3 失職により収入がないにもかかわらず、「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A3 家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[選考結果（給付奨学金） | JASSO](#)

事由 D (罹災)

Q4 風水害等の被災により家の修繕が必要となり、支出が増えたにもかかわらず、不採用となった。

A4 「罹災証明書」を提出できる場合であっても、世帯収入を大きく減少させる事由が発生していなければ、家計急変採用による支援の対象とはなりません。収入減を伴わない支出の増加の場合は、緊急・応急採用にお申し込みください。

事由 E（暴力等から避難）

Q5 生計維持者からの暴力から避難したため家計急変採用に申請をしたが「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。もう一方の生計維持者の年収は 200 万円程度なのに家計基準により不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A5 事由が「家庭内暴力からの避難等」の場合は、避難の原因となった生計維持者（暴力を加えた者）の支給額算定基準額は算出せず、申請者本人及び家計急変の事由に該当しないもう一方の生計維持者について、住民税情報のみに基づいて支給額算定基準額を算出します。よって、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、我が家は低所得世帯であるため採用されるはずだ。 | JASSO](#)

全事由共通

Q6 兄弟姉妹で家計急変採用に申請したが、選考結果が異なる。

A6 同じ事由・同じ事由発生日で同じ書類を提出しても、申請時期や学年（進学前・進学後）等によって結果は異なります。必ずしも兄弟姉妹で同じ結果になるとは限りません。

全事由共通

Q7 給付奨学金（家計急変採用）に採用となったが、採用時の適用期間が1年となっている。支給額（支援区分）の見直しは3か月ごとではないのか。

A7 支給額は、支給開始月から6ヵ月経過後、3か月ごとに支援区分の見直しを行い決定されます。そして、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は1年ごとに支援区分の見直しを行います。

多くの場合は3か月ごとの見直しからスタートしますが、家計急変の事由発生が進学前の場合等で、家計急変採用への申請時点で既に急変事由発生後12か月以上経過しており、事由発生後の収入証明書類も12か月分以上提出可能である場合は、1年ごとに支援区分見直しを行うため、採用時の適用期間が1年となります。

「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」（Excel）で「事由発生年月」と「支給開始年月」を選択すると、ご自身のスケジュールをご確認いただけます。

[給付奨学金（家計急変採用）の適格認定 | JASSO](#)

全事由共通

Q8 給付奨学金（家計急変採用）に採用となったが、学校から「家計急変現況届」は提出不要と言われた。なぜ自分は「家計急変現況届」を提出しなくてよいのか。

A8 家計急変事由発生日の翌々年の 10 月からは、「家計急変現況届」の提出がなくなり、マイナンバーにより取得した住民税情報に基づいて適格認定（家計）を行うようになります。これを「平常化」といいます。家計急変の事由発生が進学前々年の場合等、1 度も支援区分見直しを行わずに「平常化」となる場合もあります。

また、事由 A、事由 E の場合もマイナンバーにより取得した住民税情報に基づいて適格認定（家計）を行うため、「家計急変現況届」の提出は不要です。

「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」（Excel）で「事由発生年月」と「支給開始年月」を選択すると、ご自身のスケジュールをご確認いただけます。

[給付奨学金（家計急変採用）の適格認定 | JASSO](#)